

IT資産管理 by ジョーシス サービス利用規約 【現改比較表】 2026年8月21日現在

～2026年8月20日	2026年8月21日～
第7条 最低利用期間 1. 契約者は、第2項に定める期間（以下「最低利用期間」といいます。）内に本サービスにかかる契約の解約があった場合は、当該解約があった日から最低利用期間末日までの期間に相当する本サービス利用料金 <u>（以下、「途中解約金」といいます。）</u>を一括して支払うものとします。 2（略） 3（略）	第7条 最低利用期間 1. 契約者は、第2項に定める期間（以下「最低利用期間」といいます。）内に本サービスにかかる契約の解約があった場合は、当該解約があった日から最低利用期間末日までの期間に相当する本サービス利用料金を一括して支払うものとします。 2（略） 3（略）
第9条 契約者が行う本契約の解約 1（略） 2. 前項による解約が最低利用期間中である場合は、第7条（最低利用期間）の定めに従い<u>途中解約金の支払いが発生するものとします。</u>	第9条 契約者が行う本契約の解約 1（略） 2. 前項による解約が最低利用期間中である場合は、第7条（最低利用期間）の定めに従い、<u>当該解約日から最低利用期間末日までの期間に相当する本サービス利用料金を一括して支払うものとします。</u>

第 10 条 当社が行う本契約の解約 1 (略) 2 (略) 3 (略) 4. 1 項による解約が最低利用期間中である場合は、第 7 条（最低利用期間）の定めに従い<u>途中解約金の支払いが発生するものとします。</u> 5 (略)	第 10 条 当社が行う本契約の解約 1 (略) 2 (略) 3 (略) 4. 1 項による解約が最低利用期間中である場合は、第 7 条（最低利用期間）の定めに従い、<u>当該解約日から最低利用期間末日までの期間に相当する本サービス利用料金を一括して支払うものとします。</u> 5 (略)
	<u>附則（令和 8 年 8 月 18 日 C A S 2 サ 000400018988-02 号）</u> <u>（実施期日）</u> <u>この改定規約は、令和 8 年 8 月 21 日から実施します。</u>